

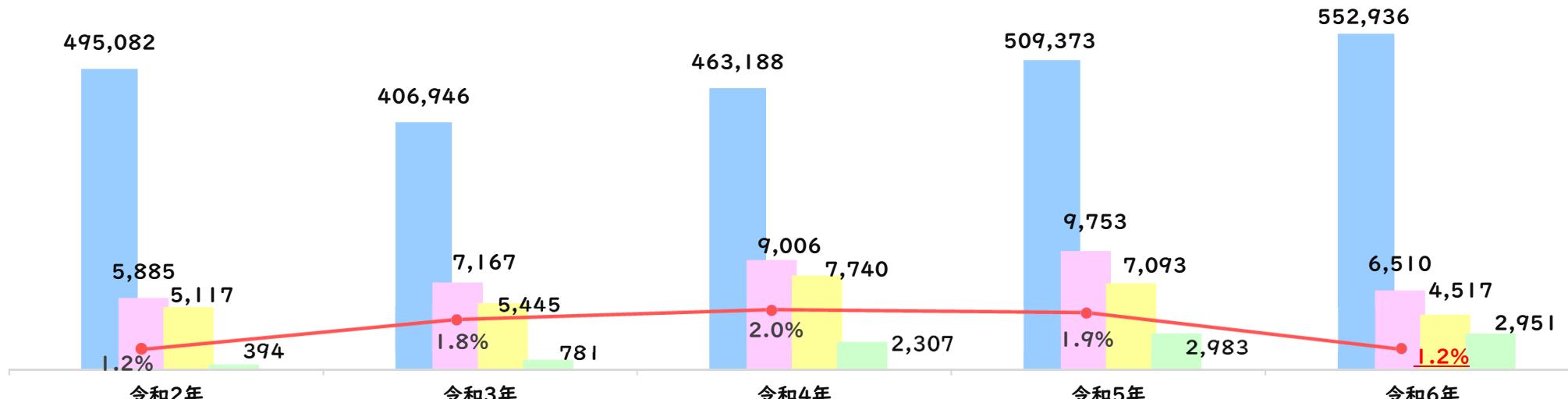
# 技能実習生の失踪者数の推移

## 技能実習生の失踪者数の推移(令和2年～令和6年)

- 令和6年における技能実習生の失踪者数は6,510人であり、前年から3,243人減少(33.3%減少)した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和6年は1.2%であり、前年から0.7ポイント低下した。
- 令和2年から令和6年までの技能実習生の失踪者計38,321人のうち、令和7年5月時点で所在が不明な者は9,416人となる。

■ 技能実習生数(※) ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数 ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数

● 技能実習生数に対する失踪者数の割合 ※ 前年末の在留技能実習生と当年に入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数



	失踪者数	3月以内に所在確認できた者を除いた数	各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数	技能実習生数に対する失踪者数の割合
総 計	5,885	5,117	394	1.2%
ベトナム	3,741	3,371	4,772	3,747
ミャンマー	250	149	447	108
インドネシア	240	223	208	191
中国	964	868	896	749
カンボジア	494	343	667	491
フィリピン	48	38	47	40
タイ	62	58	74	71
バングラデシュ	13	5	1	1
ウズベキスタン	3	2	3	3
スリランカ	23	18	7	5
その他の	47	42	45	39

注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

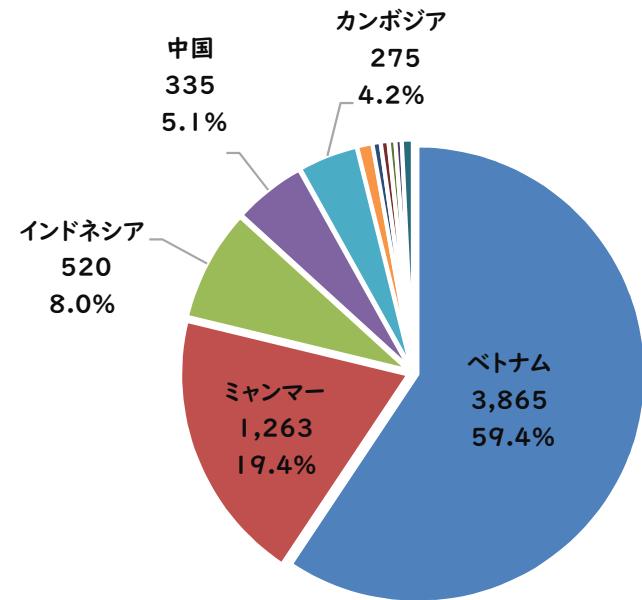
※かっこ内は、技能実習生数に対する失踪者数の割合

# 国籍別の失踪者の発生状況と取組

- 失踪者の発生が多い上位5か国については、すべての国が令和5年と比較して失踪者数が減少。
- 依然としてベトナム人及びミャンマー人の割合が大きいが、失踪者数は、両国ともに令和5年と比較し約30%減少。
- これまでの取組を着実に実施するとともに、失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握等に向け検討を進める。

令和6年国籍別失踪者数

失踪者 6,510人



上位5か国の失踪者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年対 前年増減率 (%)
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865	-29.5
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263	-28.4
インドネシア	240	208	367	662	520	-21.5
中国	964	896	922	816	335	-58.9
カンボジア	494	667	829	694	275	-60.4

失踪防止に関する主な取組

技能実習生に関する取組

- 在外公館等の関係機関を通じた、来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレットによる周知
- ミャンマーへの緊急避難措置の運用見直し  
→次ページ参照

送出国に関する取組等

- 二国間取決めに基づき、送出国に対して送出機関の適正化等の申入れ
- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置の実施（ベトナム・カンボジア）
- ベトナム国内において、技能実習生の費用の負担額の低減に係る法令が施行（令和4年1月施行）



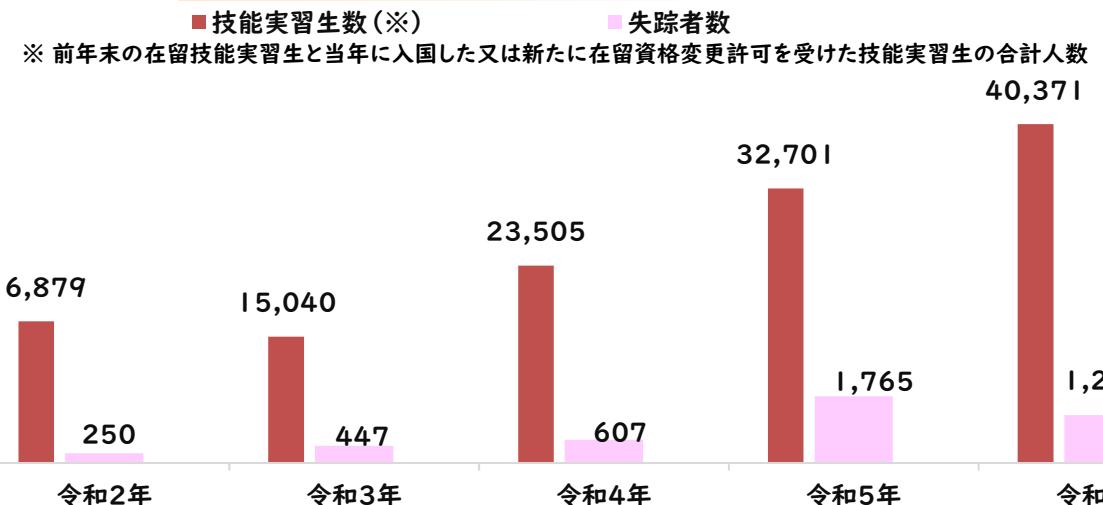
これまでの取組を着実に実施していくとともに、

- ・ 失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握
- ・ 失踪技能実習生等に関する送出国の関係機関との情報共有の検討を進める

# ミャンマー人技能実習生に係る失踪者の発生状況

- 令和6年のミャンマー人の技能実習生数は前年比23.5%増(40,371人)となったが、失踪者数は前年比28.4%減(1,263人)。
- ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直しを行った令和6年10月1日以降、ミャンマー人の失踪者は大幅に減少。

ミャンマー失踪者数等の推移(令和2年～令和6年)



(参考)ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直し

■ 変更前

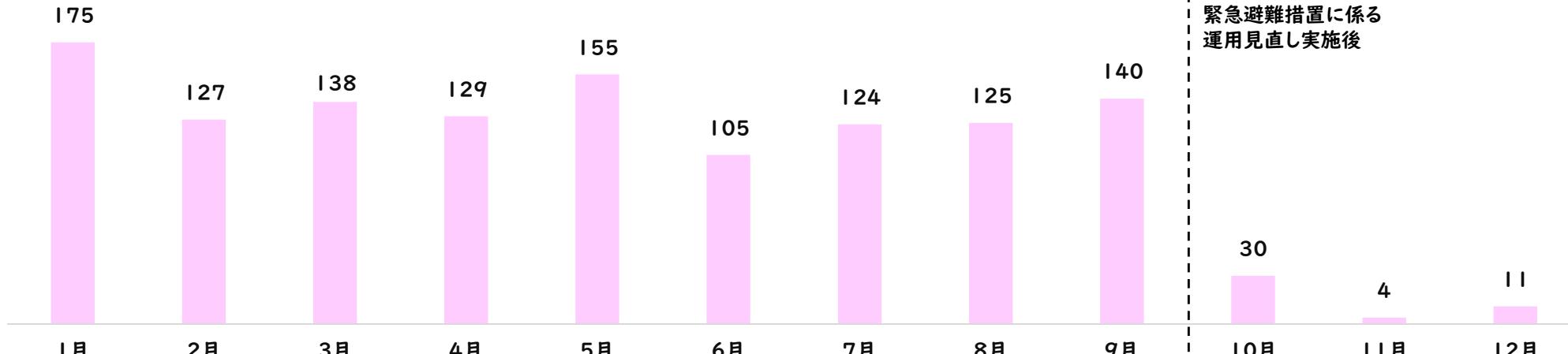
技能実習を修了していないくとも、「特定活動」への在留資格変更を認める

■ 変更後

技能実習を修了していない場合、原則として「特定活動」への在留資格変更を認めない

- ・自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった技能実習生については、技能実習継続が困難となった理由や監理団体等による実習先変更に係る必要な措置状況を説明させた上で許否を判断

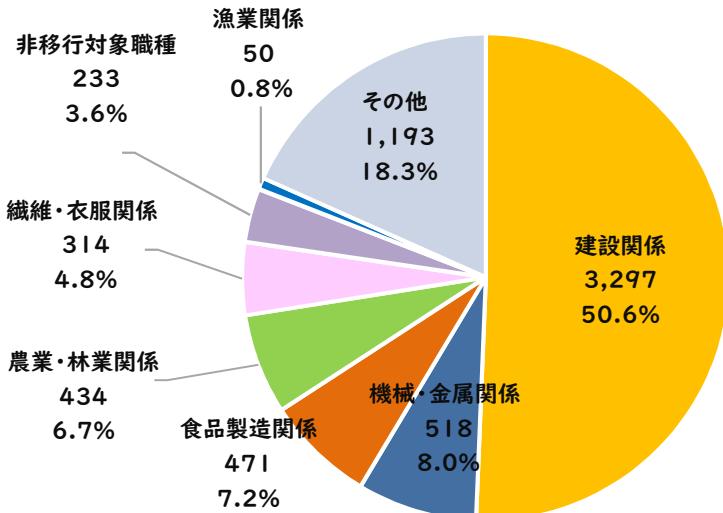
月別のミャンマー失踪者数(令和6年)



# 職種別の失踪者の発生状況及び取組

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

## 令和6年職種別失踪者数

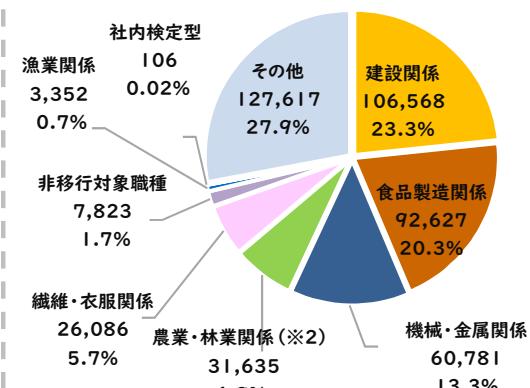


### 【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年 増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
織維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

### 【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用

※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

## 主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用



- 技能実習生の受け入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受け入れ機関等に関する情報
- 不適正な受け入れ疑いのある機関に関する情報

## 建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定



技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

# 【参考Ⅰ】失踪技能実習生の所在確認状況

- 令和元年から令和6年までの失踪技能実習生数の累計は、合計47,117人。
- 47,117人のうち、失踪後の出入国在留管理上の手続により、37,193人(78.9%)の所在が確認されている。

令和7年5月14日現在

技能実習実施困難時届出書受理年	失踪技能実習生数(①)	所在確認ができた者(②)	所在確認を行った出入国在留管理上の手続					率(②/①)	所在が不明の者
			出国手続	うち退去強制手続による出国	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和6年	6,510	3,559	1,951	673	82	1,476	50	54.7%	2,951
令和5年	9,753	6,770	4,508	2,408	82	2,146	34	69.4%	2,983
令和4年	9,006	6,699	5,735	3,899	65	873	26	74.4%	2,307
令和3年	7,167	6,386	5,132	3,410	99	1,137	18	89.1%	781
令和2年	5,885	5,491	4,634	2,449	105	745	7	93.3%	394
令和元年	8,796	8,288	7,383	4,268	127	771	7	94.2%	508
合計	47,117	37,193	29,343	17,107	560	7,148	142	78.9%	9,924

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定手続において所在確認できた者(他の手続欄に計上されているものを除く)等が含まれる。

## 【参考2】技能実習生の失踪者の状況(都道府県別)

○ 令和6年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、在留者数と比較すると、「東京都」の割合が高い。

都道府県	失踪者数…A (令和6年)	【参考】		都道府県	失踪者数…A (令和6年)	【参考】	
		A÷B	在留者数…B			A÷B	在留者数…B
北海道	179	1.0%	17,532	滋賀県	68	1.0%	6,674
青森県	74	② 2.2%	3,296	京都府	96	1.4%	6,730
岩手県	33	0.9%	3,854	大阪府	② 472	④ 2.1%	22,960
宮城县	105	1.8%	5,975	兵庫県	209	1.4%	15,238
秋田県	22	1.1%	1,942	奈良県	50	1.4%	3,478
山形県	50	1.7%	3,030	和歌山县	35	1.6%	2,181
福島県	69	1.2%	5,562	鳥取県	20	1.0%	1,954
茨城县	255	1.4%	18,833	島根県	19	0.8%	2,351
栃木県	109	1.2%	9,081	岡山县	168	1.6%	10,350
群馬県	141	1.2%	11,949	広島県	233	1.4%	16,696
埼玉県	⑤ 328	1.3%	25,332	山口県	73	1.3%	5,810
千葉県	315	1.3%	23,713	徳島県	48	1.5%	3,109
東京都	③ 428	① 2.5%	17,013	香川県	78	1.2%	6,431
神奈川県	④ 334	1.7%	19,206	愛媛県	85	1.1%	7,643
新潟県	77	1.4%	5,536	高知県	25	1.1%	2,295
富山县	73	1.1%	6,612	福岡県	314	1.8%	17,858
石川県	63	1.1%	5,710	佐賀県	43	1.1%	3,806
福井県	75	1.5%	5,060	長崎県	64	1.6%	4,039
山梨県	67	② 2.2%	3,074	熊本県	96	0.9%	10,322
長野県	88	1.3%	6,859	大分県	75	1.4%	5,511
岐阜県	199	1.2%	16,151	宮崎県	62	1.3%	4,913
静岡県	204	1.2%	16,919	鹿児島県	127	1.7%	7,430
愛知県	① 585	1.4%	40,621	沖縄県	73	④ 2.1%	3,491
三重県	104	0.9%	11,991	総計	6,510	1.4%	456,121

(注1)実習実施者が所在する都道府県

(注2)在留者数は、令和6年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。